

平成二十一年第五回垂井町議会定例会第三日

平成二十一年六月十八日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	奥	村	耕
六	番	奥	村	耕
七	番	末	政	京
八	番	岩	崎	秋
九	番	丹	羽	豊
十	番	丹	羽	次
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	陽	一	
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第五回垂井町議会定例会第三日議事日程

開議 平成二十一年六月十八日（木）

午前九時

日程第一 議第四十一号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

る条例の一部改正について

日程第二 議第四十二号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第三 議第四十三号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第四 議第四十四号 垂井町下水道条例の一部改正について

日程第五 議第四十六号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第二号)

日程第六 議第四十七号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

日程第七 議第四十八号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)

日程第八 議第四十五号 平成二十一年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第九 議第四十九号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第十 議第五十号 人権擁護委員の推薦について

日程第十一 議第五十一号 人権擁護委員の推薦について

日程第十二 常任委員会の閉会中の継続調査の件

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長(衣斐弘修君) これより本日の会議を開きます。(午前九

時一分)

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、一番藤埴理君、二番吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 議第四十一号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長(衣斐弘修君) 日程第一、議第四十一号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番(吉野誠君) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の条例案ですが、一日十五分短縮されるといふことで、一週間でいきますと一時間十五分、一カ月にいたしますと五時間短縮されるわけでありまして、そうしますと、それだけ賃金が高くなるということになるわけですが、そうしますとさらなる職員の勤務を上手に時間を使っていたいて仕事をやっていただけるといふふうに思っておりますが、そこら辺のお話が何もないので、

それをひとつお聞きしたいと思っております。

二点目、たばこを吸いに行かれる職員が結構見えるんですね。時間を決めて、民間会社なら大体十時から十分間ぐらいで喫煙時間を設けられており、昼からは三時から三時十分ぐらいで喫煙をされておるといわけなんです。垂井町の場合はのべつ幕なしに時間制限なしに行ってみえます。そうしますと、職員の中で吸わない人は「あの人んたは何や」という声も上がっております。そこら辺をどういふふうに対応されるのか、この場をおかりして質問いたします。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

「副町長西哲也君登壇」

副町長（西哲也君） 二番議員の御質問にお答えをいたします。二点ございましたが、一点目の、時間が短縮になるということ、時間を上手に使うというお話がございました。特に今回の案件にしましては、いわゆる開庁時間、窓口対応の時間をどうするかという観点から庁内でも十分に議論を重ねてきたということがございます。御指摘のように十五分短くなるということは、それだけ効率のいい仕事の進め方ということが要求されますし、何よりも窓口等の対応における住民サービスが低下してはならないという議論の中で検討してまいった次第でございます。

二点目のたばこの観点でございますが、実は庁内での喫煙等に関する問題につきましては、昨年度も庁内で議論を重ねてまいりました。庁の中の組織として衛生委員会というものもございまして、その中で、職員の健康管理の面も含めて、あるいはいわゆるマナーの面も含めて議論してきたというところでございます。

喫煙の観点につきましては、いわゆる時間短縮のこととはまた異なり、トータル的に考えていく必要がございます。御提案にありました、時間を決めてというようなお話もございましたけれども、従来、休息时间、これを午前・午後で設けてきたわけですから、これが有給であったためにそれが問題視されました。廃止になったという経緯もございます。この件につきましては、いわゆるマナーの問題も含めて、その都度、問題があればその職員に対して注意を施すということが必要です。従来そのような観点から、当初、指摘等があった場合には課長会議等で注意喚起を図ってきたところでございます。二番議員の御提案並びに御指摘については同様の考え方で進めさせていただき、庁内でも議論を続けてまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十一号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

「異議あり」と呼ぶ者あり」

ただいま異議ありということがございましたので、これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第四十一号垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二 議第四十二号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第四十二号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十二号垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三 議第四十三号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第四十三号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十三号垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につい

ては、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第四十四号 垂井町下水道条例の一部改正について

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第四十四号垂井町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十四号垂井町下水道条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第五 議第四十六号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二号）

議長（衣斐弘修君） 日程第五、議第四十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「挙手する者あり」

十番丹羽豊次君。

「丹羽豊次君登壇」

十番（丹羽豊次君） ちよつとお尋ねしたいと思います。

今回、百二十八万四千円追加されまして、その歳入の内訳等々へ繰越金から九十二万四千円補正されておるわけでございますが、二十年度の会計年度も終わり、出納整理期間も終わっております、このように思っております。繰越金として幾らになったのか、ちよつとその辺お尋ねしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 会計管理者小藪鉄男君。

「会計管理者兼会計課長小藪鉄男君登壇」

会計管理者兼会計課長（小藪鉄男君） 十番議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

二十年度出納整理期間も終わりました、現在、二十年度決算の調製作業を進めておりますが、一般会計の実質収支ですね。二十一年度に繰越明許いたしますので、実際、歳入歳出差し引き残高

は十億円余りありましたけれども、五億強でしたか、五億……。

〔発言する者あり〕

はつきりした数字ですか。ちよつとそれは差し控えさせてください。まだ調製しておりますので。

五億四千万円ほど二十一年度に繰り越しをいたしております。

初日の本会議においても繰越計算書が報告されておりますけれども、それを受けまして、実質収支は五億一千万円強になっております。

以上、二十年度から二十一年度への繰り越しについてのお答えにかえさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第二

号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議第四十七号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特

別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第六、議第四十七号平成二十一年度垂

井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十七号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議第四十八号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第一号）

議長（衣斐弘修君） 日程第七、議第四十八号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

第一日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十八号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第八 議第四十五号 平成二十年度垂井町水道事業会計決算

認定について

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議第四十五号平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了しておりますので、これより委員長の報告を求めます。総務産業建設委員長藤埴理君。

〔総務産業建設委員長藤埴理君登壇〕

総務産業建設委員長（藤埴理君） 委員長報告をさせていただきます。

第一日の会議において総務産業建設委員会に付託されました議第四十五号平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、六月十日に委員会を開催し、水道課長等から決算書に基づく説明を求める中で審査いたしました結果、本決算については妥当なものであり、認定すべきものと決定をいたしました。

なお、有収水量や経常収益が減少する中、第六次変更事業による減価償却費の増加などにより当年度純損失を計上することとなったが、今後も安全で安定的な水の供給に万全を期すとともに、より一層、効率的で健全な経営に努められるよう要望し、報告を終わります。

議長（衣斐弘修君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告はこれを認定すべきものとなっております。議第四十五号平成二十年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第九 議第四十九号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（衣斐弘修君） 日程第九、議第四十九号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第四十九号固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員井川曉男氏の任期が六月二十六日

をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 固定資産評価委員はどのような仕事をされるのかということをお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 六番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

固定資産評価審査委員さんの職務内容でございますけれども、固定資産関係の評価基準等、いろいろ法改正やらございます。そういったものの確認やら、それと、それに対しまして問題が発生したときに調定、調整をするというような任務でございます。よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今、職務の内容を聞いたんですが、この井

川さんの経歴を見ますと主に学校の教育関係の仕事がされておつたんですが、その方が今の固定資産の評価に対して評価するのに適切だと町長は思われて提案されたと思うんですが、その理由を町長にお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

固定資産の評価につきましては、やはり税を賦課される側ということがありますので、特に税の専門家ということではなくて、広く一般に識見を有する方から選任をさせておつていただくこととさせていただきます。ですから、特にその税務関係に精通ということではなくて、一般の市井の感覚というものの中で判断をしていたためにこうした方を推薦しておるところでございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 井川さんが適任だというお話は、それはそれでいいと思いますが、今後、例えば公民館長をやりながらまたこういう仕事もやってもらうという話ではなくて、垂井町としては、公民館長をやってみえたら違う人に固定資産評価委員をやつていただく。有権者数、結構垂井町にありますので、探せばいろんな人がおると思えます。だから、今後どういふ審議会なんかでもダブルがないような選択をしていかないと、やっぱり垂井町のまち

づくりという点で欠けてくるんじゃないかなあと思っております。町長の答弁を求めます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の質問にお答えをさせていただきます。

兼務が多過ぎるというような発言の趣旨かというふうに思いますけれども、井川さんは実際には公民館長を一たんやめられて、連合自治会等の関係もあつたんですけれども、固定資産をずつと引き受けられておつた中で、今回打診をしたところお受けをいただいたということでございます。公民館長の再任については地域の事情もあつてやむなくまた引き受けられたというようなことも聞いておりますけれども、今、議員がおっしゃるように、やはりいろんな方にそういう職を持つていくというのは当然の考え方でございますので、今後十分またそういう配慮はしていきたいと思えますが、今回の事案につきましては、本人等も御理解の上、御協力いただくということで話を進めておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第四十九号固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十 議第五十号 人権擁護委員の推薦について

議長（衣斐弘修君） 日程第十、議第五十号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第五十号人権擁護委員の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員栗田孝雄氏の任期が九月三十日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十号人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十一 議第五十一号 人権擁護委員の推薦について

議長（衣斐弘修君） 日程第十一、議第五十一号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第五十一号人権擁護委員の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の衣斐忍氏の任期が同じく九月三十日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十一号人権擁護委員の推薦については、これを同意する

ことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第十二 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（衣斐弘修君） 日程第十二、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第六十五条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第五回垂井町議会定例会を閉会いたします。（午前九時三十五分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 藤 埜 理

議員 吉 野 誠